労働保険（労災・雇用保険）の成立
及び雇用保険の加入手続き

一元事業

① 労働基準監督署で労働保険成立の手続

提出書類

□労働保険保険関係成立届

□労働保険概算保険料申告書

ご持参いただくもの

法　　人

□登記簿謄本

□事業場の確認書類　（※2）

個人事業主

□住民票又は運転免許証

□事業場の確認書類　（※2）

※詳細については、労働基準監督署にご確認ください

まずは、労働基準監督署での手続きが先です

② ハローワークで雇用保険加入の手続き

提出書類

□雇用保険適用事業所設置届

□雇用保険被保険者資格取得届

添付書類・・・・・♦従業員の雇用保険被保険者証

無い場合は履歴書又は氏名、生年月日、職歴が記載されたもの

♦従業員のマイナンバーの分かるもの

ご持参いただくもの

法　　人

□登記簿謄本　（※1）

□事業場の確認書類　（※2）

（名称又は所在地が登記と異なる場合）

□監督署で手続き済の

「労働保険保険関係成立届」（控）

「労働保険概算保険料申告書」（控）

□事業所の所在地が分かる地図

個人事業主

□住民票又は運転免許証

□事業場の確認書類　（※2）

□監督署で手続き済の

「労働保険保険関係成立届」（控）

「労働保険概算保険料申告書」（控）

□事業所の所在地が分かる地図

労働者を雇用して2か月以上経過している場合

□　労働者名簿、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳

労働者を雇用して6か月以上経過している場合

□　労働者名簿、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、遅延理由書

※1 設置届に法人番号が記載されている場合は省略可能

※2　事業場の確認書類とは？

事業許可証、開業届、不動産契約書、工事契約書、公共料金の領収書等、
事業所が実際に存在していることが確認できる書類のことです。

ご不明な点はお問い合わせください

①については
名古屋北労働基準監督署

電話　052－961－8655

②については
ハローワーク春日井
雇用保険適用係
電話　0568－81－5136

事業所の実在・実態確認のため、訪問調査等を行うことがあります

R5.10 春日井公共職業安定所作成